

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

個人情報保護会議設置要綱



(報 酬)

第9条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定め、理事会に報告するものとする。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程（第9条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。